

特殊健康診断は労働時間だ！ 会社は直ちに見解を示し、超勤手当を支払え！

粉塵作業等や過去にアスベストに関係する作業に従事した社員は、特種健康診断を受診しています。この特殊健康診断は、行政通達で「事業の遂行にからんで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行なわれるのを原則とすること。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該健康診断が時間外に行なわれた場合には、当然割増賃金を支払わなければならないものであること」（昭47.9.18基発第602号）とされています。

にもかかわらず、乗務員などは労働時間で特殊健康診断が実施されていません。本部はこのような違法な状態を是正させるため、昨年12月3日『申第15号』で申し入れを行いました。

その後、J R 総連主催の省庁要請行動が昨年12月15日に開催され、厚生労働省にこの件について訴えました。厚生労働省から「特殊健康診断は勤務扱いである。特殊健康診断を勤務時間内に受診させることができない場合は、従業員が特殊健康診断を受診した時間を労働時間としなければならず、その時間は超過勤務扱いであり賃金を支払わなければならない」との見解が出されたため、1月7日『申第17号』で追加申し入れを行いました。

しかし、未だに会社からの見解が出されていません。なぜ会社は見解を出さないのでしょうか。会社は厚生労働省の見解を無視するのでしょうか。会社は、直ちに見解を示すと共に、超過勤務手当が支給されていない社員に、過去に遡りすべてを超過勤務手当として支給すべきです。